

東京都動物由来感染症検討会設置要綱

制定 平成 11 年 8 月 31 日 11 衛 生 獣第 667 号
改正 平成 16 年 8 月 2 日 16 健 地 政第 384 号
改正 平成 20 年 4 月 1 日 19 福保健健第 1679 号
改正 平成 24 年 4 月 1 日 23 福保健衛第 1560 号
改正 令和 2 年 7 月 13 日 2 福保健健第 787 号

1 設 置

動物由来感染症調査事業計画の立案及び調査結果の分析等について提言を得るため、東京都動物由来感染症検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

検討会は、次の事項について検討し、その結果を福祉保健局健康危機管理担当局長に報告する。

- (1) 動物由来感染症調査・研究事業の進め方
- (2) 動物由来感染症調査結果の分析と評価
- (3) 動物由来感染症調査結果の活用
- (4) その他動物由来感染症調査に関すること

3 構 成

- (1) 検討会は、5 名以内で構成する。
- (2) 委員は獣医学、医学等の専門家及び関係行政機関の職員のうちから、福祉保健局健康危機管理担当局長が委嘱又は指名する。

4 任 期

検討会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 座 長

- (1) 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。
- (2) 座長は検討会の会務を総括する。

6 招 集

- (1) 検討会は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要であると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 公 開

検討会は特に支障が生じる場合を除いて、会議及び会議に関する資料を公開する。

8 庶 務

検討会の庶務は福祉保健局健康安全部環境保健衛生課において処理する。

9 補 則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年7月13日から施行する。